



平成 27 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 日本KFCホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 近藤 正樹
(コード番号 9873 東証第 2 部)
問合せ先 執行役員 企画広報部 部長 竹井 勤
電話番号 (03) 5722-7229

株式の売出し、取締役の辞任並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 6 日開催の取締役会において、当社の親会社である三菱商事株式会社による当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当該売出しに関連して、本日付をもって、三菱商事株式会社から派遣されている取締役（非常勤）1 名が辞任いたしました。また、当該売出しにより、同社が当社の親会社に該当しないこととなり、新たにその他の関係会社に該当することが見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 株式の売出し

1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 6,270,000 株
- (2) 売 出 人 三菱商事株式会社
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 27 年 11 月 16 日(月)から平成 27 年 11 月 19 日(木)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しとし、SMBC日興証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。本売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (6) 受 渡 期 日 平成 27 年 11 月 25 日（水）から平成 27 年 11 月 30 日（月）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の 6 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し、取締役の辞任並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 近藤正樹又はその選任する代理人に一任する。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】2.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 627,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、引受人が当社株主である三菱商事株式会社（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 近藤正樹又はその選任する代理人に一任する。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し、取締役の辞任並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. 株式の売出しの目的

今般、当社と三菱商事株式会社は、当社普通株式の流動性の向上に伴う投資家層拡大による当社企業価値の向上を目的に、上記株式の売出しを実施することといたしました。

昭和45年、三菱商事株式会社と米国ケンタッキー・フライド・チキン・コーポレーションとの折半出資により当社が設立されて以来、当社と三菱商事株式会社は良好なパートナー関係を継続し、お互いの事業拡大に寄与してまいりました。当社と三菱商事株式会社との資本関係は変化しますが、三菱商事株式会社は大株主として引き続き当社の事業をサポートする意向である旨の連絡を受けております。今後も、穀物や飼料、KFC 登録飼育農場で育てられた国内産100%の若鶏の生産に至る三菱商事グループのネットワークを最大限に活用し、オリジナルチキンに代表される当社の安全なおいしさをお客様にご提供していく所存です。

従来からの株主の皆様に加え、今般の売出しによって当社の理念、「おいしさ、しあわせ創造企業」をご理解いただき、当社のサポーターとして当社の持続的成長をご支援いただける株主の皆様の期待に応えるよう、引き続き企業価値の向上を目指してまいります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、627,000株を上限として、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式の全部又は一部を取得するために、SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として貸株人より付与されます。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

SMB C日興証券株式会社がグリーンシューオプションを行使する場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し、取締役の辞任並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMB C日興証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が平成27年11月16日(月)の場合、「平成27年11月19日(木)から平成27年12月18日(金)までの間」
- ② 売出価格等決定日が平成27年11月17日(火)の場合、「平成27年11月20日(金)から平成27年12月18日(金)までの間」
- ③ 売出価格等決定日が平成27年11月18日(水)の場合、「平成27年11月21日(土)から平成27年12月18日(金)までの間」
- ④ 売出価格等決定日が平成27年11月19日(木)の場合、「平成27年11月25日(水)から平成27年12月24日(木)までの間」

となります。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である三菱商事株式会社は、SMB C日興証券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売出価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

II. 取締役の辞任並びに親会社及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 株式の売出し 1. 株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に関連して、三菱商事株式会社との資本関係が変化することを機に、本日付をもって三菱商事株式会社から派遣されている取締役(非常勤)1名が辞任いたしました。詳細につきましては、後記「7. 取締役の辞任について」をご参照ください。また、当該売出しにより、三菱商事株式会社が当社の親会社に該当しないこととなり、新たにその他の関係会社に該当する見込みであります。

2. 異動する株主の概要

親会社に該当しないこととなり、新たにその他の関係会社に該当するもの

(1) 名	称	三菱商事株式会社							
(2) 所	在	地	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号						
(3) 代	表	者	の	役	職	・	氏	名	代表取締役 社長 小林 健
(4) 事	業	内	容	エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほ					

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し、取締役の辞任並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

	か、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合社社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など	
(5) 資 本 金	204,446 百万円 (平成 27 年 6 月 30 日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	昭和 25 年 4 月 1 日 (創立: 昭和 29 年 7 月 1 日)	
(7) 純 資 産	2,690,523 百万円 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	
(8) 総 資 産	8,249,804 百万円 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	
(9) 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 5.84% 東京海上日動火災保険株式会社 4.58% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 4.14% 明治安田生命保険相互会社 3.99% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1.98% (三菱重工業株式会社口・退職給付信託口)	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資本関係	当該株主は、平成 27 年 3 月 31 日時点において、当社の発行済株式総数の 64.82%を直接所有する親会社に該当いたします。
	人的関係	取締役 (非常勤) 1 名及び監査役 (非常勤) 1 名が当該株主から派遣されております。なお、当該取締役 (非常勤) 1 名は、後記「7. 取締役の辞任について」に記載のとおり、本日付をもって辞任いたしました。
	取引関係	当社は当該株主より原材料等の仕入を行っております。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数 (所有株式数) 及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数 (所有株式数) 及び議決権所有割合		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (平成 27 年 10 月 1 日現在)	親会社	147,691 個 (14,769,105 株) (65.86%)	一個 (一株) (一%)	147,691 個 (14,769,105 株) (65.86%)
異動後	その他の 関係会社	84,991 個 (8,499,105 株) (37.90%)	一個 (一株) (一%)	84,991 個 (8,499,105 株) (37.90%)

- (注) 1. 平成 27 年 9 月 8 日開催の取締役会の決議により、平成 27 年 10 月 1 日付で単元株式数の変更及び定款の一部変更が行われ、単元株式数は 1,000 株から 100 株に変更しております。
2. 異動前及び異動後の議決権所有割合は、平成 27 年 10 月 1 日現在の発行済株式総数 22,783,000 株から議決権を有しない株式 358,839 株を控除した総株主の議決権の数 224,241 個を基準に算出しております。
3. 前記【ご参考】2. に記載のグリーンシュエーションの行使により、当該株主の異動後の議決権数 (所有株式数) の数は、上記株式数より最大で 6,270 個 (627,000 株) 減少する可能性があります。
4. 異動前及び異動後の議決権所有割合は、小数点以下第三位を切捨てております。
5. 異動後の当該株主の順位 (第 1 位) に変更はありません。

ご注意: この文書は、当社の株式の売出し、取締役の辞任並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 異動予定年月日

前記「I. 株式の売出し 1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の受渡期日

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません

6. 今後の見通しについて

今回の親会社及びその他の関係会社の異動による業績及び取引関係等への影響はありません。

7. 取締役の辞任について

(1) 辞任する取締役

菊地 清貴

(2) 辞任日

平成 27 年 11 月 6 日

(3) 辞任する理由

今回の売出しにより、三菱商事株式会社との資本関係が変化することに伴うものであります。

(4) その他

当該取締役の辞任後も、法令に定める取締役の員数を満たしており、同取締役の辞任に伴う新たな取締役の選任を行う予定はございません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し、取締役の辞任並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。